

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 鈴木 真 耶	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国（ミュンヘン知的財産法センター）
提出書面 平成26年11月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月18日～同年11月2日） 同年10月2日より ミュンヘン知的財産法センター（MIPLC）のLL.M.プログラムに参加		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。）		
・住民登録、滞在許可証取得		
・MIPLCの事前訪問		
・ミュンヘン地方裁判所訪問		
・ホフマンアイトレ（Hoffman-Eitle）法律事務所訪問		
・MIPLCのLL.M.プログラム		

平成26年度 海外留学研究員報告書簡（第1回）

（研究期間 平成26年9月18日～平成27年9月17日）

平成26年11月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

氏名 鈴木 真 耶
所属庁 千葉地方裁判所
在外研究先 ミュンヘン知的財産法センター (MIPLC)

1 はじめに

本書簡では、平成26年9月18日から平成26年11月2日までの研究状況及び各手続き等につきご報告いたします。

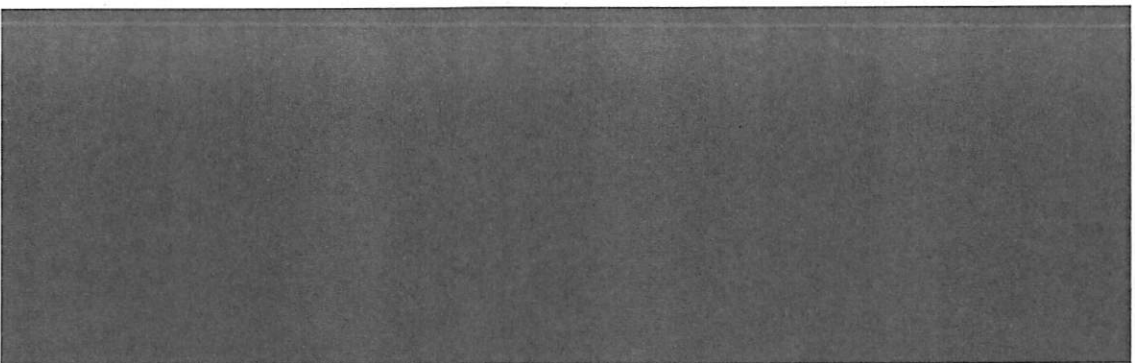
2 ミュンヘン空港での入国・税関手続

9月18日昼過ぎにミュンヘン空港に到着し、入国審査と税関手続を経てドイツに入国しました。

入国審査では、滞在期間と滞在目的を聞かれました。

税関では、申告すべき物を所持している場合には赤色のゲートを、所持していない場合には緑色のゲートを通る必要がありますが、私は、特段申告すべき物を所持していなかったため、緑色のゲートを通りました。なお、緑色ゲートには3名ほど税関職員が立っており、申告漏れがないかの確認をすべく三、四組中1組くらいの割合で、入国者に声をかけて別室へと連れて行っている様子でしたが、私は税関職員に声をかけられることなくゲートを通りました。

3 アパートへの入居



4 住民登録と滞在許可証の取得

- (1) ドイツに1年間居住するには住民登録及び滞在許可証の取得が必要です。どちらの手続きも同じ建物 (Kreisverwaltungsreferat, 最寄り駅はPocistr.) で行うことができる

ため、到着翌日の9月19日午前に両方の手続きを試みました。開始時間前から既に建物外には行列ができるなど、非常に混雑していました。なお、開始時間が曜日により異なり、これは度々変更されるとのことです。

- (2) まず、建物1階（ドイツ式では E と表記されます。）の入口のすぐそばにある information 窓口で、住民登録をしたい旨を告げたところ、申込用紙を渡されました。なお、同窓口の係員はドイツ語しか話すことができませんでしたので、事前に「住民登録をしたい。」という意味のドイツ語を調べておいたことが役立ちました。その後同じ階にある Bürgerbüro にて、住民登録を済ませました。手続の流れとしては、まず、名字の頭文字ごとに手続を行う場所が分かれているので該当の場所に行き、そこにある機械のボタンを押して受付番号が書かれた紙を入手する、そして、待合室で待っていると案内板に受付番号と部屋番号が表示されるので、その番号の部屋で記入済みの申込用紙を渡して面接を受け、その場で住民登録証を発行してもらうというものでした。申込用紙はミュンヘン市役所のホームページ上にあるものと同じでしたので、事前に記入していた同紙を使って手続きすることができました。また、事前情報では賃貸借契約書も必要とのことでしたが、担当者から要求されたのはパスポートの提示のみでした。

- (3) 引き続き、滞在許可証の取得を試みましたが、その日には発行されませんでした。

まず、学生の場合は、建物3階の外国人局の Studenten/Wissenschaftler が手続場所となります。私が受付 (Service point) に行ったときには、すでに行列ができており、私の番になるまで30分ほど時間を要しました。なお、事前のインターネット情報では予約が必要になるということだったので、渡独前に外国人局に問い合わせをしましたが、学生の場合には予約は必要ではなく、直接窓口に来るように指示されました。ただ、MIPLC の同級生の中には即日面接はしてもらえず、1か月後の面接日を指定された者もあり、事前予約の必要性については今後も注意が必要かと思われます。受付では、滞在許可を取得したい旨を伝え、パスポート、住民登録証、写真、MIPLC 発行の受入受諾書簡、資金証明書、健康保険証明書（

）を確認されましたが、書類が足りないと指摘されました。受付担当者によると Immatrikulation という学籍登録証明のようなものが必要である、とのことでした。事前に得ていた MIPLC 留学生からの情報に基づき、念のため MIPLC に発行してもらった在学証明を提示しましたが、これは Immatrikulation ではない、アウグスブルク大学及びミュンヘン工科大学の Immatrikulation が必要であると言われ、結局面接日の予約もすることができません

でした。

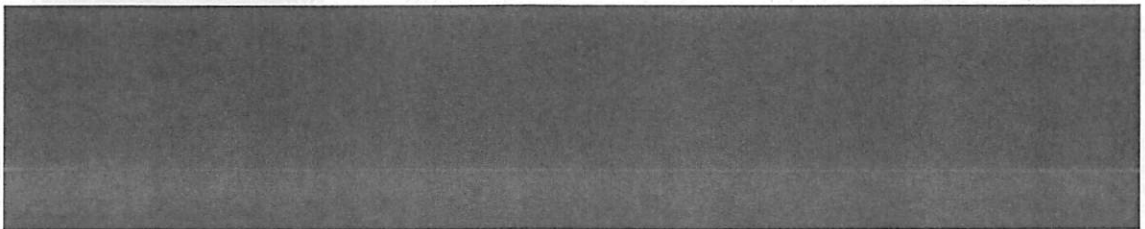
同日午後 MIPLC を訪問した際に、受入担当の方々に相談したところ、通常は受入受諾書簡か MIPLC の在学証明で滞在許可は取得できるはずであり、Immatriculation が発行されるのは大分先であるし、面接担当者によって必要書類が異なるので、別の日にもう一度同じ書類を持って手続きを試みたらよいと勧められました。

同日は金曜日であったため、翌週月曜日の 22 日朝に再び外国人局を訪問いたしました。受付で前回と同じ書類を見せたところ、書類の不備を指摘されることなく、面接の受付番号と申込用紙を渡してもらい、待っている間に申込用紙に必要事項を記入するよう指示されました。なお、申込用紙については事前にインターネット上で日本語訳の付いた申込書（正式なものではないようです。）を取得していたため、より容易に記入を終えることができました。

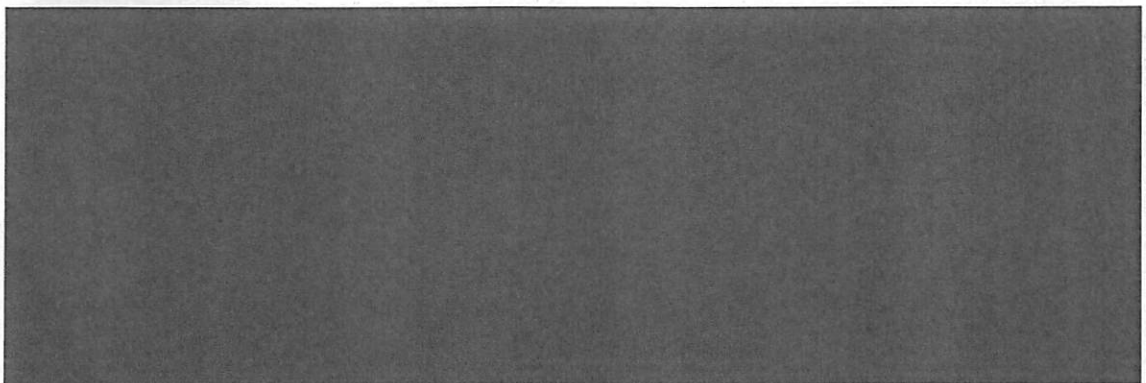
受付終了から 30 分ほどで待合室の表示板に受付番号と部屋番号が表示され、該当の部屋に入り面接を受けました。担当官は英語でのコミュニケーションが可能でしたが、前回私の受付を担当した人と同一であったため、再び Immatriculation を要求されました。そこで、MIPLC がマックスプランク研究所を含め 4 つの団体により設立されていること、そのため Immatriculation の発行までには相当時間がかかることなどを説明したところ、滞在許可証が発行されることとなりました。

担当官との面接後、書類を渡されるとともに、会計（Kasse）で発行手数料（60 ユーロ）を支払うよう指示を受けましたので、建物 2 階の会計にて、パスポート、住民登録証明書、手数料を渡すと、5 分ほどで滞在許可（カード式ではなくシール式）の添付されたパスポートが返却されました。

5



6



8 MIPLC の事前訪問

19日の午後、MIPLC を訪問しました。事前の約束どおり、MIPLC の [REDACTED] 氏と面会し、MIPLC 入室のためのカードキー、オフィスの鍵等をもらいました。また、22日午後には IT Department でパソコンを MIPLC で使えるよう設定してもらった後、図書館を利用するために必要なツアーにも参加いたしました。これらの手続は入学後にも行うことができますが、事前に行っていたため、入学前の空き時間にオフィスで本井裁判官が残してくださったシラバスを読むことができました。

9 欧州特許庁（EPO）審判官との判例研究会、バーデーレ法律事務所セミナーへの参加

9月29日及び10月28日に、EPO の [REDACTED] との判例研究会に参加しました。この研究会は、毎月1回の頻度でEPOにて開催されており、MIPLC 留学生のほか、法学研究者の方も参加されています。9月29日は平成26年度の特許法改正について、日本の特許庁審査官の方が説明し、ヨーロッパ特許庁の制度との違いなどについて議論いたしました。10月28日には、特許法と行政事件訴訟法に関する東京地裁の判決について担当者が発表して、議論を交わした後、[REDACTED] が EU の商標法に関する判例についてご紹介してくださいました。知財の実務経験がない私にとっては、非常に刺激が多く、大変勉強になるので、今後もできる限り参加したいと考えています。

10月15日夜には、バーデーレ法律事務所で行われた特許法関係のセミナーに参加し、ドイツの裁判所の判例変更について知識を得ることができました。

10 ホフマンアイトレ法律事務所、ミュンヘン地方裁判所訪問

9月24日に、ホフマンアイトレ法律事務所を訪問いたしました。同事務所の [REDACTED] と [REDACTED]

に同事務所を案内していただき、業務内容について説明を受けました。同事務所は日本のクライアントが大半を占めているため日本語が堪能な弁護士が数名所属されています。

10月1日にはドイツ留学中の長谷川利明裁判官と小暮紀幸裁判官と共にミュンヘン地裁を訪問し、[redacted]に伝統的なバイエルン州の法廷等を案内していただきました。また、その際ドイツの訴訟制度についても質問させていただくことができました。

1.1 独日法律家協会主催の会合、在ミュンヘン総領事館主催の講演会等への参加

9月24日夕方には日本に縁のあるドイツの法曹関係者及びドイツ在住の日本の法曹関係者の集まりである独日法律家協会の会合に参加しました。今回の内容は、[redacted]が10月2日に同協会主催で行われる日独知的財産シンポジウムの紹介をし、その後会食というものでした。同協会には、ドイツの弁護士、弁理士、研究者や裁判官も名前を連ねられており、ドイツの法律関係者と多く面識を持つことができました。

9月30日にはシンポジウム出席のために渡独されていた[redacted]及び[redacted]による、在ミュンヘン総領事館主催の講演会に参加いたしました。近年の知財高裁判決についての講演であり、理解を深めるのに非常に役立ちました。

10月1日には同協会の総会に参加し、多くの法曹関係者と交流でき有意義でした。

また、10月2日のシンポジウムには参加できませんでしたが、幹事の一人である[redacted]のご好意により、シンポジウム後の同日の懇親会に参加させていただき、ここでも多くの日独の知財関係者と面識を持つことができました。

1.2 MIPLCのLL.M.プログラム

10月2日にMIPLCが開校しました。本年度は16か国25名の学生で構成されていますが、まだ3名がビザを取得できていないため、10月末時点で入国できていません。学生は、弁護士、弁理士、各国の特許庁審査官に加え、化学、機械の分野の研究者等様々です。10月半ばまではイントロダクションの授業でしたが、10月後半から必修の授業が始まりました。各講座とも短期間に集中して行われ、1回の予習量がとても多く、準備に日々時間を費やしています。授業中には多くのディスカッションがなされますが、今後できる限りディスカッションにも参加できるよう、語学力も含め日々精進したいと考えております。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 鈴 木 真 耶	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国（ミュンヘン知的財産法センター）
提 出 書 面 平成26年12月15日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月3日～同年12月7日） 引き続きミュンヘン知的財産法センター（MIPLC）のLL.M. プログラムに参加		
キーワード欄		
・ [] 訪問		
・ ホフマンアイトレ法律事務所訪問		
・ EPOの [] が主催する判例研究会に参加		
・ MIPLCのLL.M. プログラム		

平成26年度 海外留学研究員報告書簡（第2回）

（研究期間 平成26年9月18日～平成27年9月17日）

平成26年12月15日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

氏名 鈴木 真 耶
所属庁 千葉地方裁判所
在外研究先 ミュンヘン知的財産法センター（MIPLC）

1 はじめに

本書簡では、平成26年11月3日から平成26年12月7日までの研究状況等につきご報告いたします。

2 [redacted] 訪問

11月19日、MIPLCでの授業が終わった後に MIPLC の Managing Board の [redacted] を訪問いたしました。

ドイツ入国後すぐに MIPLC の受入事務担当の方を通じて [redacted] にご挨拶に伺いたい旨ご連絡いたしました。その頃 [redacted]、面会はかないませんでした。またその後も何度かご挨拶の日程について受入事務担当の方が [redacted] に打診してくださったのですが、教授は MIPLC の Managing Board の [redacted] をされているだけでなく、[redacted]

[redacted] でもあるので、お立場上大変お忙しく、長い間ミュンヘンを不在にされていたため、なかなか面会のお約束ができず、ご挨拶できたのはこの日となりました。

教授とは私が興味を持っている分野について、バイエルン州の文化についてなど色々とお話させていただきました。教授からは、例年日本の裁判所から優秀な裁判官を迎えることができ大変光栄であるという言葉頂き、私もこれまで裁判所から留学されていた方々のように、学業に励みたいと考えております。

3 ホフマンアイトレ法律事務所訪問

11月18日には、ホフマンアイトレ法律事務所の [redacted] にお声掛けして頂き、移転後の同事務所を訪問させていただきました。移転先の建物は移転前の場所からさほど遠くない場所に位置しているのですが、新たにコミュニケーションを円滑するための休憩場所を設けたとのことで、キッチンが充実し、談話スペースは開放的な設計になっている上サッカーゲームが置いてあるなど、仕事場所でも職員がリラックスできるように考えられていたのが印象的でした。[redacted] のお話では、新しい談話スペースの効

果が既に出ているとのことで、新しい談話スペースでは案件をこれまで一緒に担当したことがない者同士でも話がしやすくなり、担当外の者からも案件についてアドバイスをもらうことができている、とのことでした。

4 欧州特許庁（EPO）審判官との判例研究会

9月、10月に引き続き、11月25日に、EPOの[REDACTED]が主催してくださっている判例研究会に参加しました。この回では日本の法学者の方が最近なされた大阪地裁の商標に関する判決について発表してくださり、それを題材として知的財産権の行使につき権利濫用であると判断がなされた事案について議論をいたしました。その方の発表では、商標、特許、著作権など知的財産法の様々な分野だけでなく、その他の分野とも比較するなど多角的な検討がなされており、自身の研究の在り方を考えるにあたり、大変刺激を受けました。

5 独日法律家協会主催の会合

11月19日には9月にも参加いたしました独日法律家協会の会合に参加しました。今回の内容は、幹事をしていただいている[REDACTED]が[REDACTED]し、ミュンヘンを離れることから、[REDACTED]より離任のご挨拶がなされたあと、後任の方からのご挨拶、ご経験のご紹介がなされ、その後会食というものでした。会食ではアウグスブルク大学の刑事法学者の方と同席になったのですが、その方からは日本の裁判員制度について質問を受けました。私からはドイツ刑法について質問をさせていただき、自身の実務経験に基づいて刑事裁判についての対話ができ、有意義な時間を過ごせました。

6 MIPLC の LL.M. プログラム

11月には多くの必修の授業が開講されたため、ほぼ毎日午前9時から午後6時まで授業が詰まっており、予習をするための時間を確保するのに苦労いたしました。この間、3人の教授が教鞭を執られる欧州特許法のうち、2人の教授の講義が終了したことに加え、EU法、アメリカ・ヨーロッパ反トラスト法、アメリカ著作権法、国際的な紛争が生じた場合の管轄と適用法について学ぶ Jurisdiction and Conflicts of Laws、アメリカ商標法の講義が終了いたしました。

欧州特許法の授業では、実際の判決等が学生に割り当てられ、各自その事案と判断についてプレゼンテーションをするという機会がありました。私が担当したのは、標準必須特許と FRAND 宣言に関する事案であり、EU法の解釈が問題となったためにデュッセルドルフ地裁がなした欧州司法裁判所への preliminary ruling の付託（EU加盟国の国内裁判所はその判断にあたって EU法の解釈適用が問題となりこれにつき疑問点があると考えた場合には、その EU内での統一的解釈のために、当該疑問点につき欧州司法裁判所に付託することになっています。）決定について発表することになりました。発表日の前日に Advocate general が問題となっている解釈につき意見を発表したため、発表直前になってプレゼンテーションの構成を変える必要が出てきてしまうなど、準備の

負担は大きかったですが、各国の法律関係者が注目し、私自身も渡独前から興味があった論点であったため、なるべく同級生にわかりやすくなるよう、多くの時間を割いて準備をいたしました。その結果、プレゼンテーション後、英語を母語とする同級生に英文構成や発表内容がとてもよかったと褒められましたので、努力した甲斐があったと感じました。今後はアドリブでもよりよい発表ができるように、スピーキングの能力を高めていきたいと思います。

また、バイエルン州の指導により今年度より試験制度が変わりました。従前は講義が一科目終わるごとにその科目ごとの試験が行われていたようなのですが、今年度から数科目分をまとめて一つの機会に行うようになったようです。MIPLC を卒業するためには、数科目で構成されているモジュールをいくつか取得しなければならないのですが、バイエルン州より、一科目ごとに試験を行うのではなく、学期末にモジュールごとに試験を行うべきだとの指導があったとのことでした。しかし、MIPLC は幅広い科目を履修することになっており、この試験の在り方だと学生にとっては過負担であるため、いくつかの科目については期末試験に加えて、Bonus Exam という名称で、従来のように講義終了後比較的早い時期に試験が行われることになりました。Bonus Exam で合格すれば、期末試験で同科目の試験を受けるかどうかは選択できるとのことです。このような新しい制度の中、11月7日にはEU法の、同月18日にはアメリカ・ヨーロッパ反トラスト法の Bonus Exam を受けました。EU法に関してはいわゆる一行問題が2問に加え、事例が与えられて ECJ として判決を書くという問題が出題されました。また、反トラスト法の試験では、事例問題が4問与えられ、それぞれに小問が3、4つあるというものでした。いずれも制限時間が1時間と短く、英語の問題文を読むのにも時間がかかってしまい、また、短い時間で考えていることを適切な英語で表現するというのも大変難しいと実感いたしました。

なお、アメリカ法については同国の大学教授が教鞭を執られていますが、どの教授も非常に教え方を工夫されており、また学生との距離も近いため、充実した講義になっていると感じました。EU 内の法律関係については、きちんと講義の構造が作られていて大変わかりやすいと感じられた講義もある一方で、EU 内に住む者にとっては常識であったり感覚的に理解していたりする部分について説明なしに議論が進められるために EU 圏外から来た者にとっては理解しがたい部分がある講義もありました。より EU 内の法を深く理解するためには、EU 圏内出身の学生と議論するなどして、前提知識等を得ていかなければならないと感じています。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 鈴 木 真 耶	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国（ミュンヘン知的財産法センター）
提 出 書 面 平成27年1月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月8日～平成27年1月23日） 引き続きミュンヘン知的財産法センター（MIPLC）のLL.M.プログラムに参加		
キーワード欄		
・ 欧州人権裁判所訪問		
・ 独日法律家協会新年会参加		
・ EPOの [REDACTED] が主催する判例研究会に参加		
・ MIPLCのLL.M. プログラム		

平成26年度 海外留学研究員報告書簡（第3回）

（研究期間 平成26年9月18日～平成27年9月17日）

平成27年1月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

氏名 鈴木 真 耶
所属庁 千葉地方裁判所
在外研究先 ミュンヘン知的財産法センター（MIPLC）

1 はじめに

本書簡では、平成26年12月8日から平成27年1月23日までの研究状況等につきご報告いたします。

2 欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）訪問

12月9日、MIPLCでの必修科目の授業を受けた後、翌日に行われる欧州人権裁判所での弁論を傍聴すべくストラスブールへと向かいました。在ストラスブール日本国総領事館の新宅孝昭領事にご引率頂き、またイギリスで在外研究中の遠藤登美子判事補に取りまとめ頂いたことで、参加することができました。9日夕方には総領事館で翌日の弁論の概要等につき新宅領事に説明をして頂けるとのことでしたが、前記のとおり授業がありましたので、こちらは間に合わず、出席できませんでした。

10日の弁論は、サダムフセイン政権下でイラクの secret services のための finance manager をしていたイラク国籍を有する者とパナマの企業（前記の者が managing director を務めていた）が、クウェート侵攻を受けなされた国連安全保障理事会の決議に基づきスイス連邦政府がなした経済政策により、資産が凍結、のちに没収されたことにつき fair trial を受ける権利が侵害されたと主張している事件に関するものでした。

まず、法廷に入ってくる17名で構成される大合議の迫力に圧倒されました。また、弁論におけるやりとりだけでなく、裁判官から当事者へ質問がなされたあと、短い休憩の間に政府機関が意見を取りまとめようと議論している様子も見ることができました。普段日中は MIPLC の教室かオフィス、図書館等で勉強をしなければならない生活であるため、なかなか実務を見ることができなかったこともあり、久しぶりに見た裁判手続は非常に興味深かったです。

傍聴終了後、隣接する欧州評議会で、[REDACTED] から、判決の執行についての講義をしていただきました。欧州人権裁判所が扱う事件の性質上、どのように執行をしていくのか、執行力の確保のためにどのような工夫をしているのか、という点には興味がありましたので、その点につき大変丁寧にお話頂き、こちらも大変

勉強になりました。

また、今回の傍聴にはヨーロッパで現在研究中の多くの判事補が参加しており、合間にはそれぞれの研究状況について話をすることができ、刺激を受けました。

今回の傍聴を通して、時間が許す限り、講義を受けるだけでなく、裁判実務含めなるべく多くのことを見聞したいと再認識しました。

3 独日法律家協会新年会（ハンブルク）への出席

独日法律家協会の [REDACTED] 及び在独日本大使館の唐澤一等書記官にお声かけ頂き、1月16日にハンブルクで開催された独日法律家協会の新年会に出席いたしました。後述しますとおり、1月19日には期末試験が控えていたため、慌ただしい旅程となりましたが、在ハンブルクのマックスプランク研究所の方と知り合え、また、現在はミュンヘンで検察官をされている方と、日独の刑事手続等につき意見を交わすことができました。また、会合では国際海洋法裁判所の [REDACTED] と面識を持つことができたのですが、4月に裁判を傍聴しに来ないかとあり難いお声かけを頂きましたので、できる限り傍聴をしに行きたいと考えています。

4 欧州特許庁（EPO）審判官との判例研究会

12月22日に、EPOの [REDACTED] が主催してくださっている判例研究会に参加しました。この回では日本の弁護士の方が、特許庁における手続と裁判所における侵害訴訟との関係について焦点をおいて、判決の紹介をしてくださり、相互の手続の関係性について再勉強するよい機会となりました。また、その中で弁護士としての意見・見解もうかがうことができ、多様な意見の存在を実感することができました。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 ミュンヘン知財勉強会の会合

12月15日には、ミュンヘンに在住する日本の知財関係者（企業の方、研究者、弁理士など日本に縁のある方々で構成されています）の集まりである知財勉強会の会合に参加しました。10月にも開催されたのですが、MIPLCの行事の関係で参加できなかったため、今回、私の歓迎会としての意味も持たせてくださいました。この勉強会に参加していることで、弁護士事務所でのセミナーの案内（ただ、平日日中に行われることが多く、なかなか参加することができていません）を頂くことができています。当日の会合では、ミュンヘンで活躍されている方々から実務の状況に加え、ミュンヘンでの生活についての情報も得ることができ、大変参考になりました。

6 MIPLCのLL.M.プログラム

（1）講義

この間に、MIPLCでは、ヨーロッパ著作権法（二人の教授により講義を受け、2科目分の扱いです）、ヨーロッパ商標法、不正競争防止法、ヨーロッパ意匠法、

International IP Law (知的財産分野に関する国際公法) の必修科目に加え, Protection of Geographical Indications (地理的表示の保護に関する授業), Patent Licensing (特許のライセンス契約に関する授業) を選択科目として受講いたしました。ヨーロッパ商標法と不正競争防止法の講義は大変臨場感があり, 満足のいくものだったのですが, [REDACTED]

[REDACTED] また, ヨーロッパ著作権法の内一人の教授の講義では, 各自判決についてプレゼンテーションをする機会があったのですが [REDACTED]

[REDACTED] ヨーロッパの知財法についてはまだまだ十分な知識を持たずに講義に参加している者が大半ですので, この点は改善の余地があると感じました。

(2) クリスマス休暇

[REDACTED] から [REDACTED] までが [REDACTED] でした ([REDACTED] は, 授業がなく, [REDACTED] は祝日でしたので, 実質は6日まで)。

(3) 試験

1月19日には, Cross-Cutting Issues Module の期末試験が行われました。このモジュールは必修科目である, EU 法, アメリカ・ヨーロッパ反トラスト法, 国際公法, 国際私法で構成されており, 4科目同時に開催されました。EU 法と反トラスト法については11月の Bonus Exam に加えこの機会にもう一度試験を受けることもできるのですが, Bonus Exam の結果, 既にどちらも [REDACTED] の成績 (1点から18点で成績がつけられ, それをもとに A~E の5段階評価がつけられます) を取得いたしましたので, 残りの2科目だけ受けることにいたしました。Bonus Exam を受けた生徒たちは, 4科目一度に受けるのは負担が大きいため, 皆2科目だけ受けたようです。なお, Bonus Exam が開催されるかは, 各教授に任されているようで, 大半の科目では開催されていません。同日は, 結果として, 2科目で4科目分の制限時間を用いることができたので

すが、それでも制限時間内に検討するのに非常に苦勞し、特に国際公法に関しては必要事項を検討しきれなかったと感じ、後悔が残っています。なお、もともとこの試験は1月5日に予定されていました。しかし、その予定が発表されたのが11月であり、それまでは1月5日は授業がない日（ただし、日程表上は「未定」、となっていたので、日本人学生の中でこの日に学校外の予定を入れている者はいませんでした。）として設定されていたため、同級生たちの多くは既に母国に帰国するための航空券を取得し、ドイツに戻ってくるのを6日以降に予定していたようであり、多くの同級生がこの日程に抗議をしたことで日程変更となったようです。MIPLC のスケジュールは直前にならないと発表にならないので、予定が立てにくいのが難点ですが、生徒の抗議を受けてスケジュールを変更できるのは、少人数のコースであることの利点かと思われます。

この後、授業の合間に、1月中にはヨーロッパ商標法の Bonus Exam が、2月にはヨーロッパ、アメリカ著作権法3科目分の期末試験、そして、地理的表示と特許ライセンス契約についての期末試験が開催される予定ですので、引き続き試験準備と予復習に勤しむ日々が続くことになりそうです。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

[illegible]

平成26年度 海外留学研究員報告書簡（第4回）

（研究期間 平成26年9月18日～平成27年9月17日）

平成27年3月18日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

氏名 鈴木 真 耶
所属庁 千葉地方裁判所
在外研究先 ミュンヘン知的財産法センター（MIPLC）

1 はじめに

本書簡では、平成27年1月24日から平成27年3月18日までの研究状況等につきご報告いたします。

2 MIPLCのLL.M.プログラム

（1）講義

この間に、MIPLCでは、引き続き Patent Licensing（特許のライセンス契約に関する授業）を選択科目として受講したほか、修士論文のための調査や書き方についての Legal Research & Writing、先住民等の文化と知的財産法の関係についての Indigenous Heritage、ヨーロッパ特許法、アメリカ意匠法の講義を受講いたしました。また、コンピュータープログラムに関するヨーロッパ著作権法の講義も聴講いたしました。

Patent Licensing では、講義の一環として、模擬契約交渉（Licensing Game）が2月14日に行われました。当日は土曜日であったことに加え、同級生の中には新婚家庭が複数あることから、休日のバレンタインデーに開講されることに不満を述べる学生もいましたが、実際には白熱した交渉が行われ、教授からの講評も良好でした。受講している学生が、発電技術に関する発明をした大学教授らで構成される大学側（ライセンサー）と、その発明につきライセンス契約を締結したいと考えている企業側（ライセンシー）とに分かれて交渉をするという内容であり、私は企業側の一員となりました。ライセンシーとなろうとする企業側としては、ライセンス契約ができない限り法律上発明を使えない状態となっていることから、交渉のスタート地点ではなかなか不利な点が多く、相手側に何か有利な要求をしようとする、では交渉は決裂だ、とすぐ言われてしまい、取引上の地位の弱さを実感しました。ゲームとしての性質上必ずライセンス契約をするという前提で行われるということもあって、発明者側はかなり強気の姿勢であり、実際の契約交渉では、もっと譲歩がなされるような交渉ができ

るのだと思いますが、ライセンス契約交渉の難しさ、特許権の資産としての重要性、排他権である知的財産権の強さというものを体感することができました。

Legal Research & Writing の講義では、論文の引用の仕方やインパクトのある書き出し方法などについて学ぶことができました。

Indigenous Heritage の授業は大変興味深いものでした。アボリジニやネイティブアメリカン等がもつ文化や知識等をこれまで西洋文化や先進国がいかに搾取してきたのか、それにつき現在どのような主張がなされているのか、保護をするとして、既存の知的財産法で保護することができるのか、それがなぜ難しいのか、こういった点を受けて現在 WIPO がどのように取り組んでいるのか、といったことについて学ぶというものでした。受講者も7名と少人数だったこともあり、講義を受けている時間よりも、各自がそれぞれの見解を述べ、それぞれの出身国における状況等を議論するなど、学生が参加している時間が大変多く、各国の状況についても知ることができ、とても勉強になりました。

ヨーロッパ特許法については3名の教授によって講義が行われるのですが、この期間に受講したのは、その内1名の教授（ヨーロッパ特許庁（EPO）の[]によるEPOへの出願手続に関する講義でした。これで MIPLC におけるヨーロッパ特許法に関する必修講義は全て受講したことになります。ただ、冬学期（10月から3月末まで）を通して特許要件という基本的な要素に関しては、[]

アメリカ意匠法は、大変臨場感のある授業であったのですが、1コマ3時間の講義2コマで全ての範囲を学んだことになり、かなり駆け足であったため、復習に苦労しそうです。

（2）試験

1月28日にはヨーロッパ商標法の Bonus exam を、2月10日には、アメリカ著作権法、ヨーロッパ著作権法（2科目分）の計3科目分のモジュール全体の試験を、2月16日には地理的表示の試験を、2月27日には Patent Licensing の試験を受けました。前回の報告書簡に記載いたしましたとおり、1月19日には2科目の試験を受けておりますので、同時に多くの試験科目を勉強しなくてはならず、平日に加え、休日も全て時間があるときには学校のオフィスもしくは自宅で試験勉強をするという日々を過ごしておりました。科目数の多さからなかなか息抜きがしにくい状態である中、学生同士で励ましあいながら勉強し、英語力の壁もあるため試験についての不安や負担は小さくありませんでしたが、既に成績が発表された EU 法等の4科目で構成される Cross-Cutting Issues というモジュールでは全ての科目の平均としても [] (A~E の5段階) をとることができましたし、ヨーロッパ商標法については、[] の成績を収めることができましたので、安堵いたしました。

（3）春休み

3月から MIPLC では春休みに入っております。とはいえ、3月30日には5科目で構成されるモジュールの試験が一斉に開催される予定である上、夏学期に行われるセミナーのための論文作成、修士論文の構造についてのペーパー作成もこの春休みの間にする必要があります。そのため、授業はなくとも MIPLC の学生オフィスや図書館では多くの学生の姿が見られます。春休みにおいても、気を緩めず勉学に引き続き励む所存です。